○　農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年３月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第３　計画の作成 １　要綱第５の農業競争力強化基盤整備計画は、次に掲げるいずれかの区分に応じ、別記様式により作成するものとする。 （１）国営事業関連区分 （２）農地集積促進区分 （３）高付加価値化等促進区分 ２　要綱第５の畜産基盤整備計画は、別紙３に定めるところにより作成するものとする。 ３　（略）	第３　計画の作成 １　要綱第５の農業競争力強化基盤整備計画は、次に掲げるいずれかの区分に応じ、それぞれの様式により作成するものとする。 （１）国営事業関連区分　様式１ （２）農地集積促進区分　様式２ （３）高付加価値化等促進区分　様式３（地域雇用創出型） 様式４（地域活性化用地創出型） （新設） ２　（略）

（別記様式）

○○地区農業競争力強化基盤整備計画
（国営事業関連区分・農地集積促進区分・高付加価値化等促進区分）

事　　項	内　　容
1　地区の概要	・地区名： ・所在地： ・地区面積：
2　地区における農用地の現況及び問題点	・地区農用地の現況及び問題点 ・整備状況（前歴事業等）
3　地域における農業の振興方向	・作付作物、土地利用体系、作業体系等
4　方針等（区分に応じた取組方針等を記載）	（国営事業関連区分） ・関連する国営事業の整備状況
	（農地集積促進区分） ・担い手への農地利用集積方針

	担い手数	担い手の経営等農用地面積（ha）	担い手農地利用集積率（%）
事業開始時			
基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標年度時			
増加ポイント			

（高付加価値化等促進区分（地域雇用創出型）） ・営農展開方向 ※高収益作物の導入・生産拡大を行う場合は、導入・生産拡大予定の高収益作物（名称、面積等）を記載 ※集落営農組織等の設立（法人化）の場合は、設立（法人化）予定の集落営農組織の概要 （組織の概要、法人化予定、構成員、組織図等） ・高付加価値化等に向けた取組方針 ※高収益作物の導入・生産拡大、加工・販売、販路開拓、新商品の開発、ブランド化（環境保全型農業の取組を含む。）等の方針を記載 ・雇用創出に向けた取組方針 ※後継者、新規参入者、雇用就農者の確保・育成や集落営農組織等におけるオペレータ、その他の雇用機会の確保等の方針を記載（青年就農給付金等の施策の活用を計画している場合には、その旨も記載）

（高付加価値化等促進区分（地域活性化用地創出型））
・用地創出の概要

用地名				
用途				
面積(ha)				

・創出する用地の位置（図面）

・創出した用地を活用した農業の高付加価値化等による地域活性化方策

5　生産基盤整備の内容	・基盤整備計画				
事業種					
事業別面積(ha)					
備考					
6　営農、集積、高付加価値化等への支援体制	・支援体制図				

（新設）

（削る。）

（様式１）

○○地区農業競争力強化基盤整備計画（国営事業関連区分）	
事　　項	内　　容
１．地区の概要	・地区名： ・所在地： ・地区面積：
２．関連する国営事業等	・整備状況（関連する国営事業、前歴事業等）
３．地区における農用地の現況及び問題点	・地区農用地の現況及び問題点
４．地域における農業の振興方向	・作付作物、土地利用体系、作業体系等
５．生産基盤整備の内容	・基盤整備計画
６．営農支援の体制	

事業種					
事業別面積(ha)					
備考					

（削る。）

（様式２）

○○地区農業競争力強化基盤整備計画（農地集積促進区分）

事　　項	内　　容
１．地区の概要	・地区名： ・所在地： ・地区面積：
２．担い手への農地利用集積方針	・担い手への農地集積に向けた取組み方針等

	担い手数	担い手の経営等農用地面積（ha）	担い手農地利用集積率（％）
事業開始時			
基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標年度時			
増加ポイント			

３．地区における農用地の現況及び問題点	・地区農用地の現況及び問題点 ・整備状況（関連する国営事業、前歴事業等）
４．地域における農業の振興方向	・作付作物、土地利用体系、作業体系等
５．生産基盤整備の内容	・基盤整備計画

事業種					
事業別面積(ha)					
備考					

６．営農支援の体制	

（削る。）

（様式３）

○○地区農業競争力強化基盤整備計画（高付加価値化等促進区分（地域雇用創出型））

事　　項	内　　容
１．地区の概要	・地区名： ・所在地： ・地区面積：
２．地区における農用地の現況及び問題点	・地区農用地の現況及び問題点 ・整備状況（関連する国営事業、前歴事業等）
３．地域における農業の振興方向	・作付作物、土地利用体系、作業体系等
４．生産基盤整備の内容	・基盤整備計画 事業種 / 事業別面積(ha) / 備考
５．営農の展開方向	営農展開方向　①　高収益作物の導入・生産拡大　　②　集落営農組織の設立・法人化 ・導入・生産拡大予定の高収益作物（名称、面積等） ・設立（法人化）予定の集落営農組織の概要 （組織の概要、法人化予定、構成員、組織図等）
６．高付加価値化等方針	・高付加価値化等に向けた取組方針 ※高収益作物の導入・生産拡大、加工・販売、販路開拓、新商品の開発、ブランド化（環境保全型農業の取組を含む。）等の方針を記載
７．地域雇用創出方針	・雇用創出に向けた取組方針 ※後継者、新規参入者、雇用就農者の確保・育成や集落営農組織等におけるオペレータ、その他の雇用機会の確保等の方針を記載（青年就農給付金等の施策の活用を計画している場合には、その旨も記載）
８．高付加価値化等に向けた支援体制	・支援体制図

（削る。）

（様式４）

○○地区農業競争力強化基盤整備計画（高付加価値化等促進区分（地域活性化用地創出型）） 事　　項	内　　容
１．地区の概要	・地区名： ・所在地： ・地区面積：
２．地区における農用地の現況及び問題点	・地区農用地の現況及び問題点 ・整備状況（関連する国営事業、前歴事業等）
３．地域における農業の振興方向	・作付作物、土地利用体系、作業体系等
４．生産基盤整備の内容	・基盤整備計画 事業種 事業別面積(ha) 備考
５．用地創出の概要	用地名 用途 面積(ha) 創出する用地の位置（図面）
６．地域活性化の方向 （農業用施設、地域活性化施設の用途等）	・創出した用地を活用した農業の高付加価値化等による地域活性化方策
７．地域活性化に向けた支援体制	・支援体制図

別紙１（農地整備事業に係る運用）	別紙１（農地整備事業に係る運用）
第２　定義 　本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。	第２　定義 　本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
１・２　（略）	１・２　（略）
３　担い手　地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第19条第３項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた者であって、次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。 　なお、目標地図に位置付けられた者には、要綱第３の２のただし書きに規定されている原子力被災12市町村及び令和６年能登半島地震の被災市町村にあっては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年６月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）２の（１）の実質化された人・農地プランをいう。）に位置付けられた中心経営体を含むものとする。	３　担い手　次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。
（１）～（４）（略）	（１）～（４）（略）
（削る。）	（５）地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第19条第３項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者及び市町村が認める者。以下「中心経営体」という。）であること。
（５）（略）	（６）（略）

４　（略）	４　（略）
５　集約化　同一の担い手の経営等農用地であって、１ヘクタール（北海道にあっては３ヘクタール。都道府県知事があらかじめ各地方農政局長等の意見を聴いた上で、これらの面積を超える面積を定めたときは、その面積）以上のまとまりを有していることをいう。 　まとまりを有する農地とは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次のいずれかに該当するものをいう。	５　集約化　同一の中心経営体の経営等農用地であって、１ヘクタール（北海道にあっては３ヘクタール。都道府県知事があらかじめ各地方農政局長等の意見を聴いた上で、これらの面積を超える面積を定めたときは、その面積）以上のまとまりを有していることをいう。 　まとまりを有する農地とは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次のいずれかに該当するものをいう。
（１）～（６）（略）	（１）～（６）（略）
第３　事業の内容 　農地整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。	第３　事業の内容 　農地整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。
１～４　（略）	１～４　（略）
５　共通事項	５　共通事項
（１）・（２）（略）	（１）・（２）（略）
（３）農業経営高度化支援事業（別表１の区分の欄の４の事業をいう。以下同じ。） ア　高度土地利用調整事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（１）の事業をいう。以下同じ。）のうち指導事業の内容は、次のとおりとする。	（３）農業経営高度化支援事業（別表１の区分の欄の４の事業をいう。以下同じ。） ア　高度土地利用調整事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（１）の事業をいう。以下同じ。）のうち指導事業の内容は、次のとおりとする。
（ア）～（ウ）（略）	（ア）～（ウ）（略）
（エ）市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等が行う調査・調整事業、農地集積促進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（２）の事業をいう。以下同じ。）又は耕地利用高度化推進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（３）の	（エ）市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等が行う調査・調整事業、中心経営体農地集積促進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（２）の事業をいう。以下同じ。）又は耕地利用高度化推進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の

事業をいう。以下同じ。）に関する助言又は指導	（３）の事業をいう。以下同じ。）に関する助言又は指導
イ～エ　（略）	イ～エ　（略）
オ　農地集積促進事業の実施に当たっては、担い手への農地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。	オ　中心経営体農地集積促進事業の実施に当たっては、中心経営体への農地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。
カ～シ　（略）	カ～シ　（略）
（４）（略）	（４）（略）
第４　事業実施主体	第４　事業実施主体
農地整備事業に係る要綱第４の農村振興局長等が別に定める者とは、次に定めるとおりとする。	農地整備事業に係る要綱第４の農村振興局長等が別に定める者とは、次に定めるとおりとする。
１～３　（略）	１～３　（略）
４　農地集積促進事業及び水田貯留機能向上推進事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。	４　中心経営体農地集積促進事業及び水田貯留機能向上推進事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。
５・６　（略）	５・６　（略）
第５　採択要件	第５　採択要件
農地整備事業に係る要綱第６の１の農村振興局長等が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。	農地整備事業に係る要綱第６の１の農村振興局長等が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。
１　経営体育成型	１　経営体育成型
（１）（略）	（１）（略）
（２）アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。	（２）アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。
ア　促進計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、事業開始時（高度土地利用調整事業を生産基	ア　促進計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、事業開始時（高度土地利用調整事業を生産基

盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあっては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下同じ。）に比べ別表２の区分の欄の１に示すとおり増加することが確実と見込まれること。

イ　促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、集約化された農地面積の割合（以下「担い手農地集約化率」という。）が、事業開始時に比べ別表２の区分の欄の２に示すとおり増加することが確実と見込まれること。

ウ　（略）

（３）（略）

（４）農地集積促進事業を行う場合にあっては、促進計画に定める目標年度において担い手農地利用集積率が55パーセント以上となること。

（５）～（８）（略）

２　中山間地域型

（１）以下の要件を全て満たすこと。

ア　（略）

イ　以下の（ア）から（ウ）までのいずれかの要件を満たすこと。

（ア）促進計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、事業開始時に比べ別表２の区分の欄の１のとおり増加することが確実と見込まれること。

（イ）促進計画に定める目標年度において、担い手農地集約化率が、事業開始時に比べ別表２の区分の欄の２の

盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあっては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下同じ。）に比べ別表２の区分の欄の１－１に示すとおり増加することが確実と見込まれること。

イ　促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、集約化された農地面積の割合（以下「担い手農地集約化率」という。）が、事業開始時に比べ別表２の区分の欄の１－２に示すとおり増加することが確実と見込まれること。

ウ　（略）

（３）（略）

（４）中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあっては、促進計画に定める目標年度において当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合（以下「中心経営体集積率」という。）が55パーセント以上となること。

（５）～（８）（略）

２　中山間地域型

（１）以下の要件を全て満たすこと。

ア　（略）

イ　以下の（ア）から（ウ）までのいずれかの要件を満たすこと。

（ア）促進計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、事業開始時に比べ別表２の区分の欄の２－１のとおり増加することが確実と見込まれること。

（イ）促進計画に定める目標年度において、担い手農地集約化率が、事業開始時に比べ別表２の区分の欄の２－

とおり増加することが確実と見込まれること。 （ウ）（略） ウ　（略） エ　農地集積促進事業を行う場合にあっては、１の（４）と同様とする。 オ　（略） （２）（略） ３　（略） ４　国営事業促進型 農地集積促進事業を行う場合にあっては、国営農地再編整備事業等の農地集積に係る計画の目標年度において担い手農地利用集積率が80パーセント以上となること。	２のとおり増加することが確実と見込まれること。 （ウ）（略） ウ　（略） エ　中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあっては、１の（４）と同様とする。 オ　（略） （２）（略） ３　（略） ４　国営事業促進型 中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあっては、国営農地再編整備事業等の農地集積に係る計画の目標年度において中心経営体集積率が80パーセント以上となること。
第10　助成 １～５　（略） （削る。）	第10　助成 １～５　（略） ６　中心経営体農地集積促進事業の助成は、促進計画又は国営農地再編整備事業等の農地集積に係る計画に定める目標年度までに第５の１の（４）、第５の２の（１）のエ若しくは第５の４に定める要件を満たしている場合に行うものとする。
６　農地集積促進事業の助成の限度額は以下のとおりとする。 （１）経営体育成型及び中山間地域型において実施する農地集積促進事業にあっては、生産基盤整備事業等の総事業費に別表３の区分の欄１に示す助成割合を乗じた額とする。 （２）国営事業促進型において実施する農地集積促進事業にあ	７　中心経営体農地集積促進事業の助成の限度額は以下のとおりとする。 （１）経営体育成型及び中山間地域型において実施する中心経営体農地集積促進事業にあっては、生産基盤整備事業等の総事業費に別表３の区分の欄１に示す助成割合を乗じた額とする。 （２）国営事業促進型において実施する中心経営体農地集積促

ては、国営農地再編整備事業等の総事業費に別表３の区分の欄の２に示す助成割合を乗じた額とする。	進事業にあっては、国営農地再編整備事業等の総事業費に別表３の区分の欄の２に示す助成割合を乗じた額とする。
７～９　（略）	８～10　（略）
10　水田貯留機能向上推進事業の助成単価は、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）又は施工延長に助成単価を乗じた額の合計を補助事業者に助成するものとする。	11　水田貯留機能向上推進事業の助成単価は、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）又は施工延長に助成単価を乗じた額の合計を補助事業者に助成するものとする。
（１）畦畔の整備にあっては、別紙５別表２の（７）のイに規定する単価とする。	（１）畦畔の整備にあっては、別紙５別表２の（９）のイに規定する単価とする。
（２）排水口の整備にあっては、別紙５別表２の（７）のウに規定する単価とする。	（２）排水口の整備にあっては、別紙５別表２の（９）のウに規定する単価とする。
（３）排水路の整備にあっては、別紙５別表２の（７）のアに規定する単価とする。	（３）排水路の整備にあっては、別紙５別表２の（９）のアに規定する単価とする。
（４）暗渠排水にあっては、別紙５別表２の（２）に規定する単価とする。	（４）暗渠排水にあっては、別紙５別表２の（５）に規定する単価とする。
（５）湧水処理にあっては、別紙５別表２の（３）に規定する単価とする。	（５）湧水処理にあっては、別紙５別表２の（６）に規定する単価とする。
（６）特認事業にあっては、別紙５別表２の（７）のエに規定する単価とする。	（６）特認事業にあっては、別紙５別表２の（９）エに規定する単価とする。
第11　その他	第11　その他
１　別表１の区分の欄の２から４までの事業（２（３）の事業を除く。）は、法による土地改良事業以外の事業として実施するものとしているので、留意されたい。	１　別表１の区分の欄の２から４までの事業は、法による土地改良事業以外の事業として実施するものとしているので、留意されたい。
２　本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮	２　本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮

する暗渠排水をいう。）であって、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に規定する市町村地域防災計画（都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。）に位置付けられているものは、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第５条第５号に掲げる公共施設に当たる。

３　第 10 の７及び８の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち生産基盤整備事業及び国営農地再編整備事業等の総事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、農地集積促進事業、耕地利用高度化推進事業及び水田貯留機能向上推進事業の助成の限度額算定に当たっては留意されたい。

４～６　（略）

別表１（事業内容）

区　分	事業種類	事　業　内　容	備　考
１～３　（略）	（略）	（略）	
４　農業経営高度化支援事業	（１）（略）	（略）	（略）
	（２）農地集積促進事業	担い手への農地の集積・集約化に向けた促進支援	（略）
	（３）～（５）（略）	（略）	（略）
５　（略）	（略）	（略）	

する暗渠排水をいう。）であって、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に規定する市町村地域防災計画（都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。）に位置付けられているものは、地方財政法（昭和 22 年法律第 67 号）第５条第５号に掲げる公共施設に当たる。

３　第 10 の７及び８の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち生産基盤整備事業及び国営農地再編整備事業等の総事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、中心経営体農地集積促進事業、耕地利用高度化推進事業及び水田貯留機能向上推進事業の助成の限度額算定に当たっては留意されたい。

４～６　（略）

別表１（事業内容）

区　分	事業種類	事　業　内　容	備　考
１～３　（略）	（略）	（略）	
４　農業経営高度化支援事業	（１）（略）	（略）	（略）
	（２）中心経営体農地集積促進事業	中心経営体への農地の集積・集約化に向けた促進支援	（略）
	（３）～（５）（略）	（略）	（略）
５　（略）	（略）	（略）	

別表２（採択要件）

区　分	現　況	基　準	要　件
1　集積率要件	80 パーセント（※）未満	80 パーセント（※）以上となること	担い手農地利用集積率が左記のように増加することが確実と見込まれること
	80 パーセント（※）以上 90 パーセント未満	５パーセントポイント以上増加すること	
	90 パーセント以上 95 パーセント未満	95 パーセント以上となること	
	95 パーセント以上	担い手への利用集積が図られること	
2　集約化率要件	23 パーセント未満	30 パーセント以上となること	担い手農地集約化率が左記のように増加することが確実と見込まれること
	23 パーセント以上 35 パーセント未満	７パーセントポイント以上増加すること	
	35 パーセント以上 38.5 パーセント未満	42 パーセント以上となること	
	38.5 パーセント以上 63 パーセント未満	3.5 パーセントポイント以上増加すること	
	63 パーセント以上 66.5 パーセント未満	66.5 パーセント以上となること	
	66.5 パーセント以上	担い手への集約化が図られること	
（削る。）	（削る。）	（削る。）	（削る。）
	（削る。）	（削る。）	
	（削る。）	（削る。）	
	（削る。）	（削る。）	
（削る。）	（削る。）	（削る。）	（削る。）
	（削る。）	（削る。）	
	（削る。）	（削る。）	
	（削る。）	（削る。）	
	（削る。）	（削る。）	
	（削る。）	（削る。）	

※当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物（経営所得安定対策等実施要綱の別紙２に規定する畑作物）を作付けする畑地を合わせた面積の割合がおおむね８割以上ではない場合は、50 パーセントとする。

別表３（助成）

区　分	基　準	助　成　割　合		（削る。）
	担い手農地利用集積率	基　本	集約化加算	
1 経営体育成型 中山間地域型 農地集積促進事業	55 パーセント以上 65 パーセント未満	0.055	0.065	（削る。）
	65 パーセント以上 75 パーセント未満	0.065	0.085	
	75 パーセント以上 85 パーセント未満	0.075	0.105	
	85 パーセント以上	0.085	0.125	
2 国営事業促進型	（削る。）	（削る。）	（削る。）	（削る。）
 農地集積促進事業	80 パーセント以上 85 パーセント未満	0.019	0.027	
	85 パーセント以上	0.022	0.032	

※　集約化加算：担い手の経営等農用地面積の 80 パーセント以上を集約化する場合

別表２（採択要件）

区　分	現　況	基　準	要　件
１－１ 経営体育成型 第５の１の（２）のアの 集積率要件	80 パーセント（※）未満	80 パーセント（※）以上となること	担い手農地利用集積率が左記のように増加することが確実と見込まれること
	80 パーセント（※）以上 90 パーセント未満	５パーセントポイント以上増加すること	
	90 パーセント以上 95 パーセント未満	95 パーセント以上となること	
	95 パーセント以上	担い手への利用集積が図られること	
１－２ 経営体育成型 集約化率要件 第５の１の（２）のイの 集約化率要件	23 パーセント未満	30 パーセント以上となること	担い手農地集約化率が左記のように増加することが確実と見込まれること
	23 パーセント以上 35 パーセント未満	７パーセントポイント以上増加すること	
	35 パーセント以上 38.5 パーセント未満	42 パーセント以上となること	
	38.5 パーセント以上 63 パーセント未満	3.5 パーセントポイント以上増加すること	
	63 パーセント以上 66.5 パーセント未満	66.5 パーセント以上となること	
	66.5 パーセント以上	担い手への集約化が図られること	
２－１ 中山間地域型 集積率要件	80 パーセント（※）未満	80 パーセント（※）以上となること	担い手農地利用集積率が左記のように増加することが確実と見込まれること
	80 パーセント（※）以上 90 パーセント未満	５パーセントポイント以上増加すること	
	90 パーセント以上 95 パーセント未満	95 パーセント以上となること	
	95 パーセント以上	担い手への利用集積が図られること	
２－２ 中山間地域型 集約化率要件	23 パーセント未満	30 パーセント以上となること	担い手農地集約化率が左記のように増加することが確実と見込まれること
	23 パーセント以上 35 パーセント未満	７パーセントポイント以上増加すること	
	35 パーセント以上 38.5 パーセント未満	42 パーセント以上となること	
	38.5 パーセント以上 63 パーセント未満	3.5 パーセントポイント以上増加すること	
	63 パーセント以上 66.5 パーセント未満	66.5 パーセント以上となること	
	66.5 パーセント以上	担い手への集約化が図られること	

※当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物（経営所得安定対策等実施要綱の別紙２に規定する畑作物）を作付けする畑地を合わせた面積の割合がおおむね８割以上ではない場合は、50 パーセントとする。

別表３（助成）

区　分	基　準	助　成　割　合		助　成　額
1 経営体育成型 中山間地域型 中心経営体農地集積促進事業	中心経営体農地集積率	基　本	集約化加算（※１）	生産基盤整備事業等の総事業費に左記の助成割合を乗じた金額を限度額とする。
	55 パーセント以上 65 パーセント未満	0.055	0.065	
	65 パーセント以上 75 パーセント未満	0.065	0.085	
	75 パーセント以上 85 パーセント未満	0.075	0.105	
	85 パーセント以上	0.085	0.125	
2 国営事業促進型 中心経営体農地集積促進事業	中心経営体農地集積率	基　本	集約化加算（※１）	国営農地再編整備事業の総事業費に左記の助成割合を乗じた金額を限度額とする。
	80 パーセント以上 85 パーセント未満	0.019	0.027	
	85 パーセント以上	0.022	0.032	

※１　中心経営体の経営等農用地面積の 80 パーセント以上を集約化する場合

別記様式第１号

集約化を進める基本的な方針

都道府県		市町村名	
１．集約化の実施に関する基本的な事項	農用地の集約化をめぐる現状の分析		
	本事業を実施する意義及び本事業により目指す方向		
	集約化に関する目標		
２．集約化を進める区域	集約化促進区域（面積）	（　　ha）	
		（　　ha）	
３．集約化の推進体制に関する事項			
４．農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項			

注１：「集約化を進める区域」は、大字単位とする。
注２：「集約化の推進体制に関する事項」は、当該市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画書の第２章の８．推進整備体制計画に示す部会（推進組織）等も含めた推進体制について記載する。
注３：「農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項」は、本事業と当該事業の連携が予定されているものに限る。

別記様式第１号

集約化を進める基本的な方針

都道府県		市町村名	
１．集約化の実施に関する基本的な事項	農用地の集約化をめぐる現状の分析		
	本事業を実施する意義及び本事業により目指す方向		
	集約化に関する目標		
２．集約化を進める区域	集約化促進区域（面積）	（　　ha）	
		（　　ha）	
３．集約化の推進体制に関する事項			
４．農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項			

注１：「集約化を進める区域」は、大字単位とする。
注２：「集約化の推進体制に関する事項」は、当該市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画書の第２章の９．推進整備体制計画に示す部会（推進組織）等も含めた推進体制について記載する。
注３：「農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項」は、本事業と当該事業の連携が予定されているものに限る。

別記様式第３号

農業経営高度化計画

１．（略）

２．農業経営高度化支援事業の概要

（１）全体計画

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費（千円）	備考

注１：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。
注２：計画の内容は、地域の実情を勘案し、担い手への農地の利用集積の促進に資するものとする。

（２）担い手への農地集積・集約化計画

区分	農用地面積（ha）	担い手の利用集積面積（ha）	担い手の所有面積（ha）	担い手の使用収益権面積（ha）	担い手の基幹３作業受託面積（ha）	担い手の集約化面積（ha）	担い手農地利用集積率（%）	担い手の利用集積面積に占める集約化率（%）	助成割合（%）
	A	B=C+D+E	C	D	E	F	B/A	F/B	
事業実施前（○年度）									
生産基盤整備事業等完了時（○年度）									
要件達成確認（○年度）									
目標年度（○年度）									

別記様式第３号

農業経営高度化計画

１．（略）

２．農業経営高度化支援事業の概要

（１）全体計画

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費（千円）	備考

注１：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。
注２：計画の内容は、地域の実情を勘案し、中心経営体への農地の利用集積の促進に資するものとする。

（２）中心経営体への農地集積・集約化計画

区分	農用地面積（ha）	中心経営体の利用集積面積（ha）	中心経営体の所有面積（ha）	中心経営体の使用収益権面積（ha）	中心経営体の基幹３作業受託面積（ha）	中心経営体の集約化面積（ha）	中心経営体集積率（%）	中心経営体利用集積面積に占める集約化率（%）	助成割合（%）
	A	B=C+D+E	C	D	E	F	B/A	F/B	
事業実施前（○年度）									
生産基盤整備事業等完了時（○年度）									
要件達成確認（○年度）									
目標年度（○年度）									

別記様式第７号

番　　号
年　月　日

農林水産省○○農政局長　　殿
（北海道にあっては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画及び農業経営高度化計画
達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年３月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙１第９の１の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

１　（略）
２　事業達成状況
（１）農地利用集積（又は農地集約化）の実績

（要領別紙１第５の１の（２）のア（２の（１）のイの（ア）含む。以下同じ。）により採択された場合）
ア　担い手への農地利用集積の実績
（略）

（要領別紙１第５の１の（２）のイ（２の（１）のイの（イ）含む。以下同じ。）により採択された場合）
ア　担い手への農用地集約化の実績
（略）

（要領別紙１第５の１の（２）のウ（２の（１）のイの（ウ）含む。以下同じ。）により採択された場合）
ア　農地所有適格法人等への農地利用集積の実績
（略）

別記様式第７号

番　　号
年　月　日

農林水産省○○農政局長　　殿
（北海道にあっては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画及び農業経営高度化計画
達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年３月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙１第９の１の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

１　（略）
２　事業達成状況
（１）農地利用集積（又は農地集約化）の実績

（要領別紙１第５の１の（２）のア（２の（１）のイの（ア）含む。以下同じ。）により採択された場合）
ア　担い手への農地利用集積の実績
（略）

（要領別紙１第５の１の（２）のイ（２の（１）のイの（イ）含む。以下同じ。）により採択された場合）
ア　担い手への農用地集約化の実績
（略）

（要領別紙１第５の１の（２）のウ（２の（１）のイの（ウ）含む。以下同じ。）により採択された場合）
ア　農地所有適格法人等への農地利用集積の実績
（略）

イ　農地集積促進事業の実績

（ア）担い手への農地集積・集約化の実績

区分	農用地面積（ha） A	担い手の利用集積面積（ha） B＝C+D+E	担い手の所有面積（ha） C	担い手の使用収益権面積（ha） D	担い手の基幹３作業受託面積（ha） E	担い手の集約化面積（ha） F	担い手農地利用集積率（%） B／A	担い手の利用集積面積に占める集約化率（%） F／B	助成割合（%）
事業実施前									
計画	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	
○年度まで									

計画　上段（　）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

（イ）通年施行の実績

農地集積促進事業において、通年施行により、農用地の集積・集約化の促進支援をする場合にあっては、次の工事工程計画を作成する。

（略）

（２）農地利用集積（又は農地集約化）方法

（要領別紙１第５の１の（２）のアにより採択された場合）

権利等の種類	担い手区分															
	認定農業者		認定新規就農者		集落営農組織		市町村基本構想水準到達者		（削る。）		今後育成すべき農業者		計			
	人数	集積面積（ha）	人数	集積面積（ha）	組織数	集積面積（ha）	人数	集積面積（ha）	（削る。）	（削る。）	人数等	集積面積（ha）	人数等	集積面積（ha）		
自己所有地																
賃貸権設定																
経営受託																
基幹作業受託																
計																

注１：担い手の区分欄については、要領別紙１第２の３の規定に基づいて記載するものとする。

注２：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

（要領別紙１第５の１の（２）のイにより採択された場合）

権利等の種類	担い手区分													
	認定農業者		認定新規就農者		集落営農組織		市町村基本構想水準到達者		（削る。）		今後育成すべき農業者		計	
	人数	集約化面積（ha）	人数	集約化面積（ha）	組織数	集約化面積（ha）	人数	集約化面積（ha）	（削る。）	（削る。）	人数等	集約化面積（ha）	人数等	集約化面積（ha）
自己所有地														
賃貸権設定														
経営受託														
基幹作業受託														
計														

注１：担い手の区分欄については、要領別紙１第２の３の規定に基づいて記載するものとする。

注２：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

イ　中心経営体への農地集積・集約化の実績

区分	農用地面積（ha） A	中心経営体の利用集積面積（ha） B＝C+D+E	中心経営体の所有面積（ha） C	中心経営体の使用収益権面積（ha） D	中心経営体の基幹３作業受託面積（ha） E	中心経営体の集約化面積（ha） F	中心経営体集積率（%） B／A	中心経営体利用集積面積に占める集約化率（%） F／B	助成割合（%）
事業実施前									
計画	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	
○年度まで									

計画　上段（　）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

ウ　中心経営体農地集積促進事業の実績

中心経営体農地集積促進事業において、通年施行により、農用地の集積・集約化の促進支援をする場合にあっては、次の工事工程計画を作成する。

（略）

（２）農地利用集積（又は農地集約化）方法

（要領別紙１第５の１の（２）のア又はイにより採択された場合）

権利等の種類	担い手区分													
	認定農業者		認定新規就農者		集落営農組織		市町村基本構想水準到達者		中心経営体		今後育成すべき農業者		計	
	人数	集積面積（ha）	人数	集積面積（ha）	組織数	集積面積（ha）	人数	集積面積（ha）	経営体数	集積面積（ha）	人数等	集積面積（ha）	人数等	集積面積（ha）
自己所有地														
賃貸権設定														
経営受託														
基幹作業受託														
計														

注１：担い手の区分欄については、要領別紙１第２の３の規定に基づいて記載するものとする。

注２：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

（要領別紙１第５の１の（２）のア又はイにより採択された場合）

権利等の種類	担い手区分											
	認定農業者		認定新規就農者		集落営農組織		市町村基本構想水準到達者		中心経営体		今後育成すべき農業者		計	
	人数	集約化面積（ha）	人数	集約化面積（ha）	組織数	集約化面積（ha）	人数	集約化面積（ha）	経営体数	集約化面積（ha）	人数等	集約化面積（ha）	人数等	集約化面積（ha）
自己所有地														
賃貸権設定														
経営受託														
基幹作業受託														
計														

注１：担い手の区分欄については、要領別紙１第２の３の規定に基づいて記載するものとする。

注２：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

（要領別紙１第５の１の（２）のウにより採択された場合）

権利等	経営所得安定対策加入経営体区分									
	個別農業者		農地所有適格法人等①（法人数）	農地所有適格法人等①（面積(ha)）	農地所有適格法人等②（法人数）	農地所有適格法人等②（面積(ha)）	集落営農組織（組織数）	集落営農組織（面積(ha)）	計（人数等）	計（面積(ha)）
	人数	面積(ha)								
自己所有地										
賃貸権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

注１：農地所有適格法人等①には要領別紙１第５の１の（２）のウの（ア）に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。
注２：高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

（３）担い手育成の実績

（要領別紙１第５の１の（２）のア又はイにより採択された場合）

区分	認定農業者（人数）	認定新規就農者（人数）	集落営農組織（組織数）	市町村基本構想水準到達者（人数）	（削る。）（削る。）	今後育成すべき農業者（人数等）
事業実施前						
１年度目						
２年度目						
３年度目						
４年度目						
５年度目						
計画	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（削る。）	
実績（○○年度まで）						

計画　上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

（要領別紙１第５の１の（２）のウにより採択された場合）

区分	個別農業者（人）	農地所有適格法人等①（法人数）	農地所有適格法人等①（うち特定農業法人）	農地所有適格法人等②（法人数）	農地所有適格法人等②（うち特定農業法人）	集落営農組織（組織数）
事業実施前						
計画	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
実績（○年度まで）						

計画　上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注１：農地所有適格法人等①には要領別紙１第５の１の（２）のウの（ア）に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。
注２：農業経営高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

（４）（略）

３・４　（略）

（要領別紙１第５の１の（２）のウにより採択された場合）

権利等	経営所得安定対策加入経営体区分									
	個別農業者		農地所有適格法人等①（法人数）	農地所有適格法人等①（面積(ha)）	農地所有適格法人等②（法人数）	農地所有適格法人等②（面積(ha)）	集落営農組織（組織数）	集落営農組織（面積(ha)）	計（人数等）	計（面積(ha)）
	人数	面積(ha)								
自己所有地										
賃貸権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

注１：農地所有適格法人等①には要領別紙１第５の１の（２）のウの（ア）に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。
注２：高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

（３）担い手育成の実績

（要領別紙１第５の１の（２）のア又はイにより採択された場合）

区分	認定農業者（人数）	認定新規就農者（人数）	集落営農組織（組織数）	市町村基本構想水準到達者（人数）	中心経営体（経営体数）	今後育成すべき農業者（人数等）
事業実施前						
１年度目						
２年度目						
３年度目						
４年度目						
５年度目						
計画	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	
実績（○○年度まで）						

計画　上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

（要領別紙１第５の１の（２）のウにより採択された場合）

区分	個別農業者（人）	農地所有適格法人等①（法人数）	農地所有適格法人等①（うち特定農業法人）	農地所有適格法人等②（法人数）	農地所有適格法人等②（うち特定農業法人）	集落営農組織（組織数）
事業実施前						
計画	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
実績（○年度まで）						

計画　上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注１：農地所有適格法人等①には要領別紙１第５の１の（２）のウの（ア）に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。
注２：農業経営高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

（４）（略）

３・４　（略）

別紙２（実施計画等策定事業に係る運用）	別紙２（実施計画等策定事業に係る運用）
第５　実施時期 １　実施計画策定 実施計画の策定期間は、次の（１）から（４）までのいずれかとする。 （１）（略） （２）中山間地域（別紙１第２の４に規定する中山間地域をいう。以下同じ。）、水田農業高収益化計画（水田農業高収益化推進計画の策定について（令和２年４月１日付け元生産第 2167 号、元農振第 3757 号、元政統第 2085 号農林水産省生産局長、農村振興局長、政策統括官通知）に基づいて都道府県が策定した計画をいう。）の策定地域又は輸出事業計画（輸出事業計画の認定規程（令和２年４月１日付け農林水産大臣決定）に基づいて認定された輸出事業計画をいう。）策定地域における地区の場合にあっては４年以内とする。 （３）スマート農業（ロボット、AI、IoT など先端技術を活用する農業）の実現に必要な基盤整備を予定しており、スマート農業導入推進計画（別添４）を作成した地区又は連携管理保全計画（土地改良法第 57 条の 11 第１項に規定する連携管理保全計画をいう。以下同じ。）に別添４の内容が記載されている地区の場合にあっては４年以内とする。 （４）次に掲げる整備の全て（中山間地域にあっては、次に掲げる整備のいずれか）を予定しており、省力化整備計画	第５　実施時期 １　実施計画策定 実施計画の策定期間は、次の（１）から（３）のいずれかとする。 （１）（略） （２）中山間地域（別紙１第２の４に規定する中山間地域をいう。）、水田農業高収益化計画（水田農業高収益化推進計画の策定について（令和２年４月１日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長、政策統括官通知）に基づいて都道府県が策定した計画をいう。）の策定地域又は輸出事業計画（輸出事業計画の認定規程（令和２年４月１日付け農林水産大臣決定）に基づいて認定された輸出事業計画をいう。）策定地域における地区の場合にあっては４年以内とする。 （３）スマート農業（ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業）の実現に必要な基盤整備を予定しており、スマート農業導入推進計画（別添４）を作成した地区の場合にあっては４年以内とする。 （新設）

（別添５）を作成した地区又は連携管理保全計画に別添５の内容が記載されている地区（（３）の場合を除く。）の場合にあっては２年以内とする。 ア　２ヘクタール以上（北海道にあっては３ヘクタール以上）の区画（隣接するほ場と均平が図られており、簡易な畦畔除去により２ヘクタール以上（北海道にあっては３ヘクタール以上）となる区画を含む。）の整備 イ　畦畔や施設等の維持管理や水管理の省力化を図る整備	
２　（略）	２　（略）

別記様式第１号

番　　号
年　月　日

農林水産省○○農政局長　殿
北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長
沖縄にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

実施計画等策定事業採択申請書

○○年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年３月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙２の第６の１の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．実施計画等策定地区一覧表（別添１のとおり）

２．実施計画策定地区概要書（別添２のとおり）

３．経営体育成促進換地等調整調書（別添３のとおり）

４．スマート農業導入推進計画（別添４のとおり）
（連携管理保全計画に別添４の記載がある地区については、該当箇所の写し）

５．省力化整備計画（別添５のとおり）
（連携管理保全計画に別添５の記載がある地区については、該当箇所の写し）

別記様式第１号

番　　号
年　月　日

農林水産省○○農政局長　殿
北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長
沖縄にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

実施計画等策定事業採択申請書

○○年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年３月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙２の第６の１の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．実施計画等策定地区一覧表（別添１のとおり）

２．実施計画策定地区概要書（別添２のとおり）

３．経営体育成促進換地等調整調書（別添３のとおり）

４．スマート農業導入推進計画（別添４のとおり）

（新設）

（別添１）～（別添４）（略）

（別添５）

省力化整備計画

地　区　名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	６法指定地域等

現状の営農や維持管理上の課題

（例）・現況の区画が 10a 程度であり、担い手に集積し生産コストを低減するに当たり、大型機械が進入できないことや作業効率が悪いことが課題。

（例）・事業実施予定区域〇〇ha において、傾斜が 1/40 程度あり、担い手に集積するに当たって畦畔法面や水路法面の草刈り労力が課題。

予定する省力化整備の内容

参考資料等があれば添付

（例）本事業で２ha 以上の大区画化、ターン農道の設置等を行った後、大型機械を導入するとともに、直播栽培を実施する予定。

（例）本事業で幅広畦畔を設置し、トラクターによる除草作業の機械化を行うとともに、排水路の暗渠化を行い、草刈り労力を軽減する予定。

導入する機械	導入予定面積	導入予定数	割合	活用農家予定数	管理体制（予定）
（例）大型トラクタ	*〇〇ha*	*〇台*	*〇台/20ha*	*〇戸*	*各農家で所有・管理*
（例）アーム式モア	*〇〇ha*	*〇基*	*〇基/20ha*	*〇戸*	*全基、〇〇改良区が所有・管理*

見込まれる効果

（例）担い手集積による地域計画の実現	*（例）農地の区画拡大による効率化、草刈り等の労力削減により、現況の担い手集積率●%から地域計画で目指すこととしている●%まで担い手に集積する予定。*
（例）高収益作物の導入	*（例）大型機械を導入する担い手〇名が、作業の余剰時間を活用し、近隣地域において園芸作物（トマト）を令和〇年度までに〇ha で実施予定。*

（別添１）～（別添４）（略）

（新設）

別紙３（草地畜産基盤整備事業に係る運用） 第２　用語の定義 　草地畜産基盤整備事業（この別紙において「本事業」という。）において、団地、草地の造成改良、草地の整備改良、野草地改良、放牧用林地整備、農業者の組織体、担い手、受益草地等、中山間地域、農地所有適格法人、農地所有適格法人に準ずる法人、構成員、家畜飼養頭羽数及び飼料自給率とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。 １～４　（略） ５　放牧用林地整備 　障害物の除去、心土破砕、土壌改良資材の投入等の作業によって、放牧用林地（木竹の生育に供され、併せて家畜の放牧の目的に供される土地をいう。以下同じ。）の造成又は整備を行うことをいい、牧草導入等により牧養力を高める高度放牧林地整備及び混牧林地整備も含むものとする。 （１）・（２）（略） ６　（略） ７　担い手 　次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。 （１）～（４）（略） （５）地域計画（基盤強化法第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（基盤強化法第19条第３項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者及び市町村が認める者をいう。）であること。	別紙３（草地畜産基盤整備事業に係る運用） 第２　用語の定義 　草地畜産基盤整備事業（この別紙において「本事業」という。）において、団地、草地の造成改良、草地の整備改良、野草地改良、放牧用林地整備、農業者の組織体、担い手、受益草地等、中山間地域、農地所有適格法人に準ずる法人、構成員、家畜飼養頭羽数及び飼料自給率とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。 １～４　（略） ５　放牧用林地整備 　障害物の除去、心土破砕、土壌改良資材の投入等の作業によって木竹の生育に供され、併せて家畜の放牧の目的に供される土地の造成又は整備を行うことをいい、牧草導入等により牧養力を高める高度放牧林地整備及び混牧林地整備も含むものとする。 （１）・（２）（略） ６　（略） ７　担い手 　次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。 （１）～（４）（略） （５）地域計画（基盤強化法第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤強化法第19条第３項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者及び市町村が認める者。）であること。

（６）その他担い手として育成すべきと市町村が認めた者であること。この場合、当該市町村において、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。	（６）その他担い手として育成すべきと市町村が認めた者であること。この場合、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。
８・９　（略）	８・９　（略）
10　農地所有適格法人 農地法（昭和27年法律第229号）第２条第３項に規定するものをいう。	（新設）
11～14　（略）	10～13　（略）
第３　事業の実施方針	第３　事業の実施方針
１　（略）	１　（略）
２　本事業のうち、土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合にあっては、法に基づく事業として実施するものとする。	２　本事業のうち、施行令第50条に掲げる都道府県営土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合にあっては、法に基づく事業として実施するものとする。
３・４　（略）	３・４　（略）
5　要綱第３の２に定める農村振興局長等が別に定める事業とは第10の１の（１）に掲げる表の事業実施計画策定事業及び第10の１の（２）に掲げる表の（１）事業計画策定とする。	（新設）
6　（略）	5　（略）
7　都道府県知事、事業実施主体並びに当該草地等及び施設の管理経営主体は、受益草地等及び施設がこれらに係る事業の完了した年度の翌年度以降８年（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている財産については、同省令に定められている耐用年数に相当する年数）以上適切に管理され、かつ、効率的に利用されるよう措置するものとする。	6　都道府県知事、事業主体並びに当該草地等及び施設の管理経営主体は、受益草地等及び施設がこれらに係る事業の完了した年度の翌年度以降８年（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている財産については、同省令に定められている耐用年数に相当する年数）以上適切に管理され、かつ、効率的に利用されるよう措置するものとする。

第４　事業の内容等

１　本事業は、草地に立脚した畜産経営の展開を図るため、第５に掲げる畜産活性化計画（この別紙において「活性化計画」という。）に基づき作成された草地畜産基盤整備事業実施計画等（この別紙において「事業実施計画」という。）により整備を行う草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑、野草地を含む。）を造成改良し、又は整備改良する事業と併せ、草地の利用に必要な施設若しくは機械を設置し、又は導入する事業であって、地域における草地その他の畜産基盤を総合的に整備する事業とし、その種類、事業内容、実施要件等は、次に掲げるとおりとする。

種類		事業内容及び実施要件等
草地整備型	道営草地整備事業	道営草地整備事業は、大型機械化体系に対応した効率的な草地への整備を推進し、既存草地の整備改良による生産性の向上と効率的な草地への転換を行い、担い手を中心とした土地利用型畜産体系の確立を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 （１）当該事業により整備改良又は造成改良される草地及び事業完了後における受益草地（受益する草地並びにこれと一体的に利用される飼料畑及び輪作畑（輪作体系の中で牧草又は飼料作物を作付ける計画のある土地であって、草地、飼料畑以外のものに限る。）をいう。）の面積がおおむね 500 ヘクタール以上であること。ただし、中山間地域において当該事業を実施する場合はおおむね 250 ヘクタール以上であること。 （２）・（３）（略）
	公共牧場整備事業	（略）
畜	飼	飼料基盤集積整備事業は、畜産主産地における担い手への飼料生産基盤の利用集積

第４　事業の内容等

１　本事業は、草地に立脚した畜産経営の展開を図るため、第５に掲げる畜産活性化計画（この別紙において「活性化計画」という。）に基づき作成された草地畜産基盤整備事業実施計画（この別紙において「事業実施計画」という。）により整備を行う草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑、野草地を含む。）を造成改良し、又は整備改良する事業と併せ、草地の利用に必要な施設若しくは機械を設置し、又は導入する事業であって、地域における草地その他の畜産基盤を総合的に整備する事業とし、その種類、事業内容、実施要件等は、次に掲げるとおりとする。

種類		事業内容及び実施要件等
草地整備型	道営草地整備事業	道営草地整備事業は、大型機械化体系に対応した効率的な草地への整備を推進し、既存草地の整備改良による生産性の向上と効率的な草地への転換を行い、担い手を中心とした土地利用型畜産体系の確立を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 （１）当該事業により整備改良又は造成改良される草地及び事業完了後における受益草地（受益する草地並びにこれと一体的に利用される飼料畑及び輪作畑（輪作体系の中で牧草又は飼料作物を作付ける計画のある土地であって、草地、飼料畑以外のものに限る。）をいう。）の面積がおおむね 500 ヘクタール以上であること。ただし、第２の８に定める中山間地域において当該事業を実施する場合はおおむね 250 ヘクタール以上であること。 （２）・（３）（略）
	公共牧場整備事業	（略）
畜	飼	飼料基盤集積整備事業は、畜産主産地における担い手への飼料生産基盤の利用集積

産担い手総合整備型	料基盤集積整備事業	を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 （１）（略） （２）担い手への土地利用集積の増加率が第２の 13 に定める換算法（この別紙において「家畜頭羽数換算法」という。）により算定して得た家畜飼養頭羽数の増加率を上回ることが確実な地区であること。 （３）（略）
	再編整備事業	再編整備事業は、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 （１）（略） （２）事業参加者（農地所有適格法人又は農地所有適格法人に準ずる法人を含む場合については、構成員を加えた者）がおおむね 10 人（中山間地域についてはおおむね５人）以上であること。 （３）家畜頭羽数換算法により算定して得た現況の家畜飼養頭羽数がおおむね 2,000 頭（中山間地域についてはおおむね 1,000 頭）以上の地区であって、事業完了後においておおむね 3,000 頭（中山間地域についてはおおむね 1,500 頭）以上に増頭することが確実と見込まれること。 （４）（略）
草地整備利用促進事業		草地整備利用促進事業は、地域の実情に応じ、草地として利用する農地を将来にわたり継続的に利用できるよう実施する整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 （１）・（２）（略） （３）飼料作物生産が位置付けられた地域計画が策定された地域内であること。 （４）事業実施地区における事業完了後の受益面積がおおむね７ヘクタール以上であること。

２　本事業の事業実施主体は、次の表の(1)に掲げるものとし、事業参加資格者は次の表の(2)に掲げる全ての要件を満たすものとする。

種類		事業実施主体及び事業参加資格者の要件等
草地整備型	道営草地整	（１）事業実施主体は、当該事業の受益草地により管理経営を行う北海道又は当該事業の受益草地により管理経営を行う市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会その他北海道知事が認める法人若しくは農業者（15 人以上の場合に限る。）から事業実施の申請を受けた北海道とする。 （２）事業参加資格者は、次に掲げる者とする。

産担い手総合整備型	料基盤集積整備事業	を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 （１）（略） （２）担い手への土地利用集積の増加率が家畜飼養頭羽数の増加率を上回ることが確実な地区であること。 （３）（略）
	再編整備事業	再編整備事業は、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 （１）（略） （２）事業参加者（農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第２条第３項に規定するものをいう。）又は第２の９に定める農地所有適格法人に準ずる法人を含む場合については、第２の 10 に定める構成員を加えた者）がおおむね 10 人（中山間地域についてはおおむね５人）以上であること。 （３）第２の 11 に定める換算法（この別紙において「家畜頭羽数換算法」という。）により算定して得た現況の家畜飼養頭羽数がおおむね 2,000 頭（中山間地域についてはおおむね 1,000 頭）以上の地区であって、事業完了後においておおむね 3,000 頭（中山間地域についてはおおむね 1,500 頭）以上に増頭することが確実と見込まれること。 （４）（略）
草地整備利用促進事業		草地整備利用促進事業は、地域の実情に応じ、草地として利用する農地を将来にわたり継続的に利用できるよう実施する整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 （１）・（２）（略） （新設） （新設）

２　本事業の事業主体は、次の表の(1)に掲げるものとし、事業参加資格者は次の表の(2)に掲げる全ての要件を満たすものとする。

種類		事業主体及び事業参加資格者の要件等
草地整備型	道営草地整	（１）事業主体は、当該事業の受益草地により管理経営を行う北海道又は当該事業の受益草地により管理経営を行う市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会その他北海道知事が認める法人若しくは農業者（15 人以上の場合に限る。）から事業実施の申請を受けた北海道とする。 （２）本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。

	備事業	ア　本事業により草地等の整備を希望する農業者 イ　担い手又は活性化計画に示された者 ウ　本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者
	公共牧場整備事業	（1）事業実施主体は、都道府県とする。 （2）事業参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア　受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他地方農政局長等が適当と認める者 イ　本事業により草地等の整備を希望する農業者 ウ　担い手
畜産担い手総合整備型	飼料基盤集積整備事業	（1）事業実施主体は、都道府県とする。ただし、都道府県が当該法人の社員若しくは寄付財産の拠出者となっている法人又は都道府県知事若しくはその指名を受けた者が当該法人の理事となっている法人（営利を目的としない法人に限る。）であって、地方農政局長等の承認を得た法人（以下この別紙において「事業指定法人」という。）に実施させることができるものとし、事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結及び業務規程の制定については、次のとおりとする。（この別紙において「再編整備事業」について同じ。） ア～ウ　（略） （2）事業参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア　本事業により草地等の整備を希望する農業者 イ　受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他地方農政局長等が適当と認める者 ウ　担い手又は活性化計画に示された者 エ　本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者
	再編	（1）事業実施主体は、都道府県又は事業指定法人とする。 （2）事業参加資格者は、次に掲げる者とする。

	備事業	ア　「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年３月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。この別紙において「農業環境規範」という。）を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ、農業環境規範の点検シート又は農業環境規範を実践することが確実であることを証する書面（以下この別紙において「農業環境規範の点検シート等」という。）を事業主体に提出するとともに、本事業により草地等の整備を希望する農業者とする。 イ　担い手又は活性化計画に示された者とする。 ウ　本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者とする。
	公共牧場整備事業	（1）事業主体は、都道府県とする。 （2）本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア　本事業の第２の７に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他地方農政局長等が適当と認める者とする。 イ　農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ、農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、本事業により草地等の整備を希望する農業者とする。 ウ　担い手とする。
畜産担い手総合整備型	飼料基盤集積整備事業	（1）事業主体は、都道府県とする。ただし、都道府県が当該法人の社員若しくは寄付財産の拠出者となっている法人又は都道府県知事若しくはその指名を受けた者が当該法人の理事となっている法人（営利を目的としない法人に限る。）であって、地方農政局長等の承認を得た法人（以下この別紙において「事業指定法人」という。）に実施させることができるものとし、事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結及び業務規程の制定については、次のとおりとする。（この別紙において「再編整備事業」について同じ。） ア～ウ　（略） （2）本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア　農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ、農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、本事業により草地等の整備を希望する農業者とする。 イ　本事業の第２の７に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他地方農政局長等が適当と認める者とする。 ウ　担い手又は活性化計画に示された者とする。 エ　本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者とする。
	再編	（1）事業主体は、都道府県又は事業指定法人とする。 （2）本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。

	整備事業	ア　本事業により整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する農業者及び委託により草地等及び施設の整備を希望する農業者（この場合における農業者は、整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する場合を除き、当該土地につき所有権その他使用収益権を有し、又は有することが確実と見込まれる者に限る。） イ　受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他地方農政局長等が適当と認める者 ウ　ア及びイの事業参加資格者と同一地域に存在し、かつ、その者と農業経営上密接な関係を有する農業者 エ　担い手又は活性化計画に示された者 オ　本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者
草地整備利用促進事業		（１）事業実施主体は、都道府県、市町村、事業指定法人、農業協同組合又は農業協同組合連合会とする。 （２）事業参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア　本事業により草地造成又は整備を希望する農業者 イ　担い手又は活性化計画に示された者 ウ　本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者

第５　活性化計画の作成

１　本事業を実施する場合にあっては、都道府県知事は、事業が確実に実施されると見込まれる市町村を地区として決定し、地区ごとに以下に定めるところにより活性化計画を作成するものとする。

ただし、草地整備利用促進事業を実施する場合にあっては、飼料作物の生産が位置付けられた地域計画を活性化計画とみなす。

（１）～（３）（略）

	整備事業	ア　農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ、農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、本事業により整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する農業者及び委託により草地等及び施設の整備を希望する農業者（この場合における農業者は、整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する場合を除き、当該土地につき所有権その他使用収益権を有し、又は有することが確実と見込まれる者）とする。 イ　本事業第２の７に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他地方農政局長等が適当と認める者とする。 ウ　農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる耕種農家等でア及びイの事業参加資格者と同一地域に存在し、かつ、その者と農業経営上密接な関係を有する農業者とする。 エ　担い手又は活性化計画に示された者とする。 オ　本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者とする。
草地整備利用促進事業		（１）事業主体は、都道府県又は事業指定法人とする。 （２）本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア　農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ、農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、本事業により草地造成又は整備を希望する農業者とする。 イ　担い手又は活性化計画に示された者とする。 ウ　本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者とする。

第５　活性化計画の作成

１　本事業を実施する場合にあっては、都道府県知事は、事業が確実に実施されると見込まれる市町村を地区として決定し、地区ごとに以下に定めるところにより活性化計画を作成するものとする。

（１）～（３）（略）

（４）活性化計画の策定に当たっては、次の計画との整合を図るものとする。 ア～エ　（略） オ　地域計画 ２　（略）	（４）活性化計画の策定に当たっては、次の計画との整合を図るものとする。 ア～エ　（略） （新設） ２　（略）
第６　事業実施計画の樹立等 １　本事業の事業実施計画を樹立・作成しようとするときは、活性化計画に基づき、以下に定めるところによるものとする。	第６　事業実施計画の樹立 １　都道府県知事は、活性化計画に基づき、以下に定めるところにより、本事業の事業実施計画を樹立するものとする。この場合において、都道府県知事は、事業実施計画を樹立しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けるものとする。
２　本事業の事業実施計画を樹立するに当たっては、草地整備型及び畜産担い手総合整備型においては都道府県知事が、草地整備利用促進事業においては都道府県知事又は市町村長が、費用負担予定者及び当該施設の予定管理者の同意を得るものとし、これらに係る資金計画、予定管理方法等を明らかにするものとする。	２　事業実施計画を樹立するに当たっては、費用負担予定者及び当該施設の予定管理者の同意を得るものとし、これらに係る資金計画、予定管理方法等を明らかにするものとする。
３　事業実施計画の樹立地区の選定 （１）事業実施地区選定の申請及び申請書に含まれるべき事項 ア　事業実施計画の樹立地区（この別紙において、「樹立地区」という。以下同じ。）の選定は都道府県知事が行うものとし、都道府県知事は、事業実施計画の樹立に際し、関係市町村から別記様式第２号の草地畜産基盤整備事業実施地区選定申請書の提出を受けるものとする。 イ　アの申請書には、あらかじめ事業参加資格者が予定さ	３　実施計画の樹立地区の選定 （１）事業実施地区選定の申請及び申請書に含まれるべき事項 ア　都道府県知事は、事業実施計画の樹立に際し、関係市町村から別記様式第２号の草地畜産基盤整備事業実施地区選定申請書の提出を受けるものとする。 イ　アの申請書には、あらかじめ事業参加資格者が予定さ

れている場合は、別記様式第３号の草地畜産基盤整備事業参加申出書及び次の書面を添付するものとする。	れている場合は、別記様式第３号の草地畜産基盤整備事業参加申出書及び次の書面を添付するものとする。
（ア）（略）	（ア）（略）
（削る。）	（イ）事業参加資格者（予定者）の場合は、農業環境規範の点検シート等又は農業環境規範を実践することが確実であることを証する書面
（イ）（略）	（ウ）（略）
（２）事業実施計画の樹立の選定基準	（２）事業実施計画の樹立の判定基準
都道府県知事は上記（１）により草地畜産基盤整備事業実施地区選定申請書を受領した場合は、当該地区に係る事業の必要性、可能性等を審査の上、緊急度を考慮して、あらかじめ次の基準に準拠して選定するものとする。	都道府県知事が事業実施計画を樹立しようとするときは、当該地区に係る事業の必要性、可能性等を審査の上、緊急度を考慮して、あらかじめ次の基準に準拠して判定するものとする。
ア～オ　（略）	ア～オ　（略）
（３）樹立地区の承認申請	（新設）
ア　都道府県知事は上記（２）の選定基準に基づき樹立地区を選定した際は、事業実施計画の作成について採択を希望する年度の前年度の３月末までに地方農政局長等からの承認を得るものとする。	
イ　都道府県知事は事業実施計画の作成について承認する旨の交付を地方農政局長等から受けた場合においては、関係する市町村長に同交付を受けたことを通知するものとする。	
４　事業実施計画の作成	４　事業実施計画の作成期間及びその内容
（１）樹立地区に係る事業実施計画の作成については、原則として工事着手の前年度に実施するものとし、補助対象事業費の上限は1,000万円とする。	（１）本事業の事業実施計画書の作成については、原則として工事着手の前年度に、事業費1,000万円以内により実施するものとする。

（２）事業実施計画はこれに基づいて直ちに工事に着手できる精度であることを要するとともに、事業の効用が費用を償うものとし、その内容は以下のとおりとする。 ア　草地整備型及び畜産担い手総合整備型 都道府県知事が、事業実施計画を別記様式第４号の草地畜産基盤整備事業実施計画書により、地区ごとに作成するものとする。 イ　草地整備利用促進事業 （ア）都道府県知事又は市町村長が、事業実施計画を別記様式第５号の畜産基盤整備計画により、地区ごとに作成する。 （イ）自己資金もしくは他の助成により事業実施計画を作成する場合においては、事業実施主体が、上記３に定める事項を省略し、同様式により、作成するものとする。ただし、事業指定法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「事業指定法人等」という。）が事業実施主体となる場合において、事業指定法人等は都道府県及び関係市町村と調整し、作成するものとする。	（２）都道府県知事は、事業実施計画を樹立することとなったときは、事業実施計画の樹立のために必要な調査を関係部局の協力を得て実施するものとする。 この場合において、都道府県知事は、必要に応じ事業実施計画の樹立事務の一部を市町村、農業協同組合、事業指定法人その他適当と認める者に委託することができるものとする。
（削る。）	（３）事業実施計画は、草地開発整備事業計画設計基準（令和２年６月11日付け２生畜第431号農林水産省生産局長通知）に留意して作成しなければならない。
（削る。）	（４）都道府県知事が樹立する事業実施計画の作成にあたっては、環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年２月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）に基づき、田園環境マスタープランが定められ

（削る。）	ている地域においては、田園環境マスタープランとの整合を踏まえたものとする。 （５）事業実施計画は、これに基づいて直ちに工事に着手できるような精度を有するものとし、都道府県知事は事業実施計画を、別記様式第４号の草地畜産基盤整備事業実施計画書により作成するものとする。この場合において、当該事業実施計画は事業の効用が費用を償っているものでなければならない。
５　事業実施計画の留意事項 （１）都道府県知事及び市町村長は、事業実施計画を樹立・作成することとなったときは、事業実施計画の樹立・作成のために必要な調査を関係部局の協力を得て実施するものとする。この場合において、都道府県知事及び市町村長は、必要に応じ事業実施計画の樹立・作成事務の一部を市町村、農業協同組合、事業指定法人その他適当と認める者に委託することができるものとする。 （２）事業実施計画は、草地開発整備事業計画設計基準（令和２年６月11日付け２生畜第431号農林水産省生産局長通知）に留意して作成しなければならない。 （３）都道府県知事又は市町村長が樹立する事業実施計画の作成に当たっては、環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年２月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）に基づき、田園環境マスタープランが定められている地域においては、田園環境マスタープランとの整合を踏まえたものとする。	（新設）

第７　事業実施計画の採択申請及び採択手続	第７　事業実施計画の採択申請及び採択手続
（削る。）	１　都道府県知事は、第６の調査の結果に基づき事業実施計画を樹立し、決定したときは、事業実施計画書を添えて関係市町村長に通知するものとする。この場合において、都道府県知事は、あらかじめ事業実施計画について地方農政局長等の採択通知を受けて決定するものとする。
１　本事業に係る要綱第７の１の農村振興局長等が別に定める書類は以下のとおりとする。 （１）草地整備型及び畜産担い手総合整備型 第５に定める活性化計画及び第６の４の（２）に定める草地畜産基盤整備事業実施計画書とする。 （２）草地整備利用促進事業 飼料作物生産が位置付けられた地域計画及び第６の４の（２）に定める畜産基盤整備計画とする。	２　草地畜産基盤整備事業に係る要綱第７の１の農村振興局長等が別に定める書類は、事業実施計画書及び活性化計画とする。
２　第６に基づき樹立・作成した事業実施計画の採択申請等は以下のとおりとする。 （１）草地整備型及び畜産担い手総合整備型 都道府県知事は、当該事業の採択を希望する前年度の11月末日までに要綱第７の１の事業採択申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。 （２）草地整備利用促進事業 ア　都道府県が事業実施主体の場合においては、都道府県知事は、当該事業の採択を希望する前年度の11月末日までに要綱第７の１の事業採択申請書等を地方農政局長等	３　都道府県知事は、当該事業の採択を希望する前年度の11月末日までに要綱第７の１の事業採択申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。

に提出するものとする。 イ　その他の者が事業実施主体の場合においては、事業実施主体は、都道府県知事が指定する期日までに、第７の１の（２）に定める書類を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに、地方農政局長等に事業採択申請書等を提出するものとする。	
３　要綱第７の１の事業採択申請書等は、次に定める場合を除き、２の規定に定める期日までに提出するものとする。 （１）・（２）（略）	４　要綱第７の１の事業採択申請書等は、次に定める場合を除き、３の規定に定める期日までに提出するものとする。 （１）・（２）（略）
４　３の（１）の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの地区については、要綱第７の事業採択申請書等を提出したものとみなす。 　また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は３の（１）の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。	５　４の（１）の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの地区については、要綱第７の事業採択申請書等を提出したものとみなす。 　また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は３の（１）の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
５　３の（２）の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。	６　４の（２）の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
６　（略）	７　（略）
７　地方農政局長等は、２の規定により提出された事業採択申請書等を審査の上、予算の範囲内において当該事業に国庫補助金を交付して当該事業を実施させることが適当であると認められるときは、都道府県知事に事業の採択通知書を交付するものとする。	８　地方農政局長等は、３の規定により提出された事業採択申請書等を審査の上、予算の範囲内において当該事業に国庫補助金を交付して当該事業を実施させることが適当であると認められるときは、都道府県知事に事業の採択通知書を交付するものとする。
８　（略）	９　（略）

9　事業開始の通知

都道府県知事は、地方農政局長等から７の事業採択通知書の交付を受けたときは、関係市町村長及び事業実施主体（都道府県を除く。）に対して当該通知があった旨を事業実施計画を添えて通知するとともに、本事業開始の通知を行うものとする。

10　事業の実施

事業実施主体は、本事業の実施を希望する事業参加者からの申請又は委託に基づき本事業を実施するものとする。

（１）事業実施主体のうち、事業指定法人等が、都道府県知事から事業開始の通知を受けたときは、本事業に係る地区の所在する市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ当該事業参加者との間に必要な契約を締結するものとする。

ただし、事業指定法人等は、事業参加者が事業実施計画に記載されている場合で、都道府県、事業指定法人等及び当該市町村との調整が整ったものについては事業参加者と契約できるものとする。

（２）（１）の契約においては、補助金の交付に関し付される条件を遵守することの事項が規定されているものとする。

（３）事業指定法人等は、（１）の契約を締結したときは、遅滞なく都道府県知事に対し当該契約書の写しを提出するものとする。

11　各年度の事業承認協議

（１）事業実施主体（都道府県を除く。）は、毎年度、本事業の

10　事業開始の通知

都道府県知事は、事業実施計画の承認があったときは、関係市町村長及び事業主体（都道府県を除く。）に対し、その旨を事業実施計画に添えて通知するとともに、本事業の開始に関する通知をするものとする。

11　事業の実施

事業主体は、本事業の実施を希望する事業参加者からの申請又は委託に基づき本事業を実施するものとする。

（１）事業主体（都道府県を除く。）は、都道府県知事から事業開始の通知を受けたときは、本事業に係る地区の所在する市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ当該事業参加者との間に必要な契約を締結するものとする。

ただし、事業指定法人は、事業参加者が事業実施計画に記載されている場合で、都道府県、事業指定法人及び当該市町村との調整が整ったものについては事業参加者と契約できるものとする。

（２）（１）の契約においては、補助金の交付に関し付される条件の遵守することの事項が規定されているものとする。

（３）事業指定法人は、（１）の契約を締結したときは、遅滞なく都道府県知事に対し当該契約書の写しを提出するものとする。

12　各年度の事業承認協議

（１）事業主体（都道府県を除く。）は、毎年度、本事業の実施

実施に当たり、あらかじめ当該年度に実施する事業実施計画に基づく実施設計を作成するものとする。また、事業実施主体が事業指定法人等の場合は当該実施設計について契約の相手方たる市町村等の同意を得るものとする。

（２）事業実施主体（都道府県を除く。）は、（１）で作成した実施設計につき毎年度、都道府県知事の承認を受けるものとする。

12　事業の区分経理

事業実施主体は、本事業を実施するために必要な経理を他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。

13　（略）

14　事業の実施期間

事業実施主体は、事業の実施に際し、可能な限り事業費単価の低減に努めるとともに、おおむね５年間で事業完了が図られるよう努めるものとする。

15　（略）

16　事業完了後の措置

（１）草地等及び施設の一時使用等

ア　事業実施主体は、事業が完了した草地等及び施設を譲渡するまでの間、工事の完了した部分を一時使用させることができるものとする。

イ　事業実施主体は、事業が完了するまでの間において、分割して引き渡すことを適当と認める部分に係る工事が完了したときは、当該部分の草地等及び施設を譲渡することができるものとする。

ウ　事業実施主体（都道府県を除く。）は、草地等及び施設

に当たり、あらかじめ当該年度に実施する事業実施計画に基づく実施設計を作成し、当該実施設計について契約の相手方たる市町村等の同意を得るものとする。

（２）事業主体（都道府県を除く。）は、（１）で作成した実施設計につき毎年度、都道府県知事の承認を受けるものとする。

13　事業の区分経理

事業主体は、本事業を実施するために必要な経理を他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。

14　（略）

15　事業の実施期間

事業主体は、事業の実施に際し、可能な限り事業費単価の低減に努めるとともに、おおむね５年間で事業完了が図られるよう努めるものとする。

16　（略）

17　事業完了後の措置

（１）草地等及び施設の一時使用等

ア　事業主体は、事業が完了した草地等及び施設を譲渡するまでの間、工事の完了した部分を一時使用させることができるものとする。

イ　事業主体は、事業が完了するまでの間において、分割して引き渡すことを適当と認める部分に係る工事が完了したときは、当該部分の草地等及び施設を譲渡することができるものとする。

ウ　事業主体（都道府県を除く。）は、草地等及び施設の全

の全部又は一部を貸し付けようとする場合においては、あらかじめ、都道府県知事と協議するものとする。	部又は一部を貸し付けようとする場合においては、あらかじめ、都道府県知事と協議するものとする。
（２）都道府県知事、事業実施主体及び管理経営主体は、草地畜産基盤整備事業が完了後において、当該事業によって造成改良又は整備改良された農用地及び新設又は改良された施設の管理が事業の趣旨に即して適正に行われるように特に努めるものとする。	（２）都道府県知事、事業主体及び管理経営主体は、草地畜産基盤整備事業が完了後において、当該事業によって造成改良又は整備改良された農用地及び新設又は改良された施設の管理が事業の趣旨に即して適正に行われるように特に努めるものとする。
第８　事業実施計画等の変更	第８　事業実施計画等の変更
１　草地整備型及び畜産担い手総合整備型	（新設）
（１）都道府県知事は、次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、自らが設置した事業の中間評価に係る審査委員会による審査を経て事業実施計画の変更を行うものとする。	１　都道府県知事は、次の（１）から（４）までのいずれかに該当する場合には、自らが設置した事業の中間評価に係る審査委員会による審査を経て事業実施計画の変更を行うものとする。
ア　事業実施主体、管理経営主体又は事業参加者の変更	（１）　事業主体、管理経営主体又は事業参加者の変更
イ～エ　（略）	（２）～（４）　（略）
（２）都道府県知事は、前項に掲げる事業実施計画の重要な部分を変更したときは、別記様式第６号の草地畜産基盤整備事業実施計画変更報告書に、変更後の事業実施計画を添付して、地方農政局長等にその旨を報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。	２　都道府県知事は、前項に掲げる事業実施計画の重要な部分を変更したときは、別記様式第５号の草地畜産基盤整備事業実施計画変更報告書に、変更後の事業実施計画を添付して、地方農政局長等にその旨を報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。
（３）都道府県知事は事業実施計画に係る活性化計画を変更しようとするときは、あらかじめ関係市町村等の意見を聞くものとし、活性化計画を変更した場合は、地方農政局長等にその旨を報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。	３　都道府県知事は、第６に定める事業実施計画に係る活性化計画を変更しようとするときは、あらかじめ関係市町村等の意見を聞くものとし、活性化計画を変更した場合は、地方農政局長等にその旨を報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。